

上田市公式ファンコミュニティサイト「うえだUP!」協賛店舗等特典事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上田市の交流人口及び関係人口の拡大に向けたファン醸成を目的として、協賛する店舗又は施設（以下「協賛店舗等」という。）の協力を得て、上田市公式ファンコミュニティサイト「うえだUP!」登録者に対し特典及びサービス等の提供を行う上田市公式ファンコミュニティサイト「うえだUP!」協賛店舗等特典事業を実施するために必要な事項を定める。

(実施主体の役割)

第2条 市は、事業の趣旨を登録者及び店舗等に周知し、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 協賛ステッカー等の意匠等の仕様を作成すること。
- (2) ホームページ等を通じて、事業に関する情報周知を行うこと。
- (3) その他事業等を推進するために必要な事項を行うこと。

(協賛店舗等の役割)

第3条 協賛店舗等は、事業の趣旨を理解し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 登録者から特典の利用の申し出があったときは、誠実にこれに応じること。
- (2) 提供する特典の内容及び条件を、店頭への掲示等により登録者に分かりやすく提示すること。
- (3) 特典の内容について登録者から問い合わせがあったときは、責任をもって回答すること。
- (4) 事業のイメージを損なうような行為をしないこと。

(協賛の手続き等)

第4条 事業に協賛しようとする店舗等を営む者（以下「申込者」という。）は、本要綱の内容に同意の上、店舗等ごとに上田市公式ファンコミュニティサイト「うえだUP!」協賛店舗参加申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定により申し込もうとする特典の内容は、申込者が任意に設定するものとする。
- 3 協賛店舗等を営む者は、第1項の申込書の内容を変更し、又は協賛を廃止しようとするときは、原則として変更又は廃止しようとする日の2週間前までに、上田市公式ファンコミュニティサイト「うえだUP!」協賛店舗 変更・廃止届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、協賛店舗等の営業の実態が確認できないとき、又は第6条第2項各号のい

れかに該当すると認めるときは、協賛を廃止することができる。

5 協賛店舗等は、協賛ステッカー等の掲示について、次に掲げることを遵守するものとする。

- (1) 協賛ステッカー等を登録者が見やすい位置に掲示すること。ただし、掲示が困難な特段の事情がある場合は、この限りでない。
- (2) 協賛を廃止したとき、又は前項の規定により登録を取り消されたときは、速やかに協賛ステッカー等を撤去し、以後これを使用してはならないこと。

(協賛店舗等の範囲)

第5条 協賛店舗等は、原則として市内に所在する店舗等とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、協賛店舗等として登録しないものとする。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする店舗等
- (2) 暴力団の関連する店舗等
- (3) その他事業の趣旨にそぐわないと市長が認める店舗等

(保証の否認及び免責事項)

第6条 ホームページ等における特典情報等の掲載は、各協賛店舗等の協力により提供するものであり、市は掲載された情報の完全性、正確性、有用性等の保証を行うものではないものとする。

2 市は、特典の利用者と協賛店舗等との間の実際の取引等には一切関与しない。本事業に関連して特典の利用者及び協賛店舗等に何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、市はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとする。

3 前2項に規定するもののほか、事業に関連して特典の利用者と協賛店舗等、その他第三者との間で生じたトラブルに関し、市の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、市は一切免責されるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年12月25日から施行する。